

1 老齢基礎年金

A
ゾーン

学習ガイド

2章で学んだ通り、国民年金は、全国民に共通して支給される**基礎年金**です。国民年金から支給される老齢年金を、**老齢基礎年金**と言います。そして、厚生年金保険の被保険者期間があった者には、老齢基礎年金に上乗せされる形で、厚生年金から**老齢厚生年金**が支給されます。そのため、老齢基礎年金と老齢厚生年金は、**支給要件に多くの共通点があります**。ここでの理解が、のちほど老齢厚生年金を学習する際の基礎となります。

① 支給要件（どうすれば老齢基礎年金をもらえるか？）

老齢基礎年金の支給要件

★★★★★ check

以下の(1)～(3)の要件を満たしたときに、老齢基礎年金の受給権が発生します。

▼ 老齢基礎年金の支給要件

	支給要件	備考
① 年齢の要件	(1) 65歳 に達していること	
② 被保険者期間の要件	(2) 保険料納付済期間 または 保険料免除期間 を有していること	学生納付特例期間 および 納付猶予期間のみを 有しているのでは×
	(3) 保険料納付済期間 + 保険料免除期間 = 10年以上 + 合算対象期間	学生納付特例期間 および 納付猶予期間を含む

上記表の赤色部分に着目してください。学生納付特例期間と納付猶予期間のみを有している者は、(2)の要件を満たせません。したがって、他の(1)・(3)の要件を満たしても、老齢基礎年金の受給権を取得することができません。

次ページへつづく →

ケーススタディー

事例 : 2浪で大学に20歳の時に入学して学生納付特例制度の適用を受けた木村さんが、6回留年して30歳で大学を卒業。卒業後は無職で50歳まで納付猶予制度の適用を受け、その後60歳まで保険料を一切納めませんでした。その後、任意加入も一切しませんでした。

問題 : 木村さんが65歳に達したとき、老齢基礎年金の受給権を取得しますか？

正解 : 木村さんは、学生納付特例期間と納付猶予期間以外の期間を有していません。したがって、**老齢基礎年金の受給権を取得しません**。



受給資格期間

P77の表の黄色部分に着目してください。(3)の保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間の3つの期間を合わせた期間のことを、**受給資格期間**といいます。

P77の表の②の被保険者期間の要件について、用語の定義を詳しく確認していきましょう。

いくら被保険者期間が長くても、保険料を納付していなければ、被保険者期間の長さに応じてしっかりと保険料を負担しているとは言えません。したがって、被保険者期間の中身が問われます。そこで、国民年金法は、被保険者期間の中身の違いに応じて、被保険者期間を保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間の3つに分類しました。

保険料納付済期間

被保険者期間の名称	定義
保険料納付済期間	第1号被保険者としての被保険者期間（任意加入被保険者としての被保険者期間を含みます）のうち、保険料が全額納付された月に係る期間及び産前産後の保険料免除期間
	第2号被保険者としての被保険者期間のうち、 20歳以上60歳未満 の期間
	第3号被保険者としての被保険者期間

第4章で学習した通り、第2号被保険者と第3号被保険者には、保険料納付義務がありません。つまり、**保険料の未納**という事態を想定できません。一方で、第1号被保険者については、本人が納付義務を負い、配偶者または世帯主が連帯納付義務を負っています。これらの保険料納付義務者が保険料を納付しなければ、その期間は**未納期間**となり、**保険料納付済期間としては扱いません**。

さらに、第3章で学習しましたが、第2号被保険者には、年齢の下限が設定されておらず、上限は**70歳**でした。一方で、第1号被保険者と第3号被保険者は、**20歳以上60歳未満**という年齢要件が設定されていました。そのため、第2号被保険者期間の全てを保険料納付済期間として扱ってしまうと、不公平が生じてしまいます。そこで、第2号被保険者期間については、**20歳以上60歳未満の期間のみ**を保険料納付済期間として扱うこととなっています。なお、20歳前および60歳以後の期間については、合算対象期間とされています。【参照：P81 | 合算対象期間】

保険料免除期間

被保険者期間の名称	定義		備考
保険料免除期間	保険料全額免除期間	法定免除の適用を受けた期間	追納がなくても年金額に一部反映される
		申請全額免除の適用を受けた期間	追納がなくても年金額に一部反映される
		学生納付特例期間納付猶予期間	追納がない限り、全く年金額に反映されない
	保険料一部免除期間	保険料4分の3免除期間	免除されない4分の1を納付した場合に限る
		保険料半額免除期間	免除されない半額を納付した場合に限る
		保険料4分の1免除期間	免除されない4分の3を納付した場合に限る

第4章で学んだ保険料免除制度の適用を受けた期間が、保険料免除期間とよばれます。

保険料納付済期間と保険料免除期間は、基本的に、受給資格期間に算入されますし、年金額にも反映されます。ただし、保険料全額免除期間のうち、**学生納付特例期間と納付猶予期間は、受給資格期間には算入されますが、保険料の追納がない限り、全く年金額に算入されません。**その理由については、後述します。

【参照：P85 | 老齢基礎年金の国庫負担】

免除されない部分の保険料を納付しない場合

上記表の赤色部分に着目してください。**保険料一部免除期間につき、免除されない部分の保険料を納付しない場合、未納扱いとなり、受給資格期間に含まれないうえに、老齢基礎年金の年金額に反映されません。**

合算対象期間

被保険者期間の名称	定義		備考
合算対象期間	ア	厚生年金保険の被保険者期間のうち、 20歳前および60歳以後の期間	下記①②③とは年齢の要件が真逆である
	イ	適用除外とされていて、任意加入すらできなかった期間	のうち、 20歳以上60歳未満 の期間
	ウ	任意加入をすることができたが任意加入しなかった期間	
	エ	任意加入をしたが保険料を納付しなかった期間	

合算対象期間は、受給資格期間には算入されますが、年金額には一切反映されません。そのため、俗に「カラ期間」ともよばれます。保険料納付済期間と保険料免除期間を合算しただけでは受給資格期間が10年に達しない場合に、合算対象期間を加えて受給資格期間を10年以上にすることを可能にすることで、無年金に陥る方を減らそうとして設けられた制度です。

ケーススタディー アの例

事例：昭和30年10月3日生まれの斎藤さんが昭和54年4月から平成30年3月まで厚生年金保険の被保険者であった場合。

問題1：斎藤さんの保険料納付済期間はいつまでですか？

正解1：60歳到達は、平成27年の10月2日。**60歳到達月の前月**までを保険料納付済期間としてカウントします。したがって、平成27年の9月までが保険料納付済期間です。

問題2：斎藤さんの合算対象期間はいつからいつまでですか？

正解2：厚生年金保険の被保険者期間のうち、**20歳前および60歳以後の期間**が合算対象期間です。60歳到達が平成27年の10月2日なので、**平成27年10月から平成30年3月**までの期間が、合算対象期間となります。

次ページへつづく ➡



①の例

- 日本国籍取得前の外国人であった期間で、海外に在住していた期間
…昭和36年4月以後の期間が合算対象期間になります。海外に在住する外国人に対して、日本の国民年金は適用除外です。

②③の例

- 昭和61年3月以前に、厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者であった期間
(被扶養配偶者は昭和61年4月以後、第3号被保険者として国民年金に強制加入となりましたが、それ以前は任意加入とされていました。)
- 平成3年3月以前の学生であった期間
(平成3年3月以前は、学生は任意加入とされていました。)

被保険者期間の種類 (まとめ)

★★★★★ check

被保険者期間の名称	定義	備考	
保険料納付済期間	第1号被保険者としての被保険者期間（任意加入被保険者としての被保険者期間を含みます）のうち、保険料が全額納付された月に係る期間及び産前産後の保険料免除期間	保険料一部免除期間につき、免除されない保険料が納付された月に係る期間は保険料免除期間となる	
	第2号被保険者としての被保険者期間のうち、 20歳以上60歳未満 の期間	資格を有しているだけで保険料納付済期間となる	
	第3号被保険者としての被保険者期間		
保険料免除期間	保険料全額免除期間	法定免除の適用を受けた期間	追納がなくても年金額に一部反映される
		申請全額免除の適用を受けた期間	追納がなくても年金額に一部反映される
		学生納付特例期間・納付猶予期間	追納がない限り全く年金額に反映されない
	保険料一部免除期間	保険料4分の3免除期間	免除されない4分の1を納付した場合に限る
		保険料半額免除期間	免除されない半額を納付した場合に限る
		保険料4分の1免除期間	免除されない4分の3を納付した場合に限る
合算対象期間	⑦ 厚生年金保険の被保険者期間のうち、 20歳前および60歳以後の期間	下記①②③とは年齢の要件が真逆である	
	① 適用除外とされていて、任意加入すらできなかった期間	のうち、 20歳以上60歳未満 の期間	
	② 任意加入をすることができたが任意加入しなかった期間		
	③ 任意加入をしたが保険料を納付しなかった期間		

月途中での被保険者の種別の変更

★★ check

月の途中で被保険者の種別に変更があった場合、その月は変更後の種別の被保険者であった月とみなします。

ケーススタディー

事例 : 清水さんは7月15日に厚生年金保険の適用事業所を退職し、翌日から自営業者になりました。

問題 : 7月はどの種別の被保険者期間であったことになりますか？

正解 : 第2号→第1号という形で種別の変更が行われ、7月は第1号被保険者であった月とみなされます。したがって、清水さんには、**7月分の保険料を自分で納付する義務が生じます。**

5 老齢年金の支給要件および額

notes